

令和7年度第2回入札監視委員会の審議概要

開催日時 令和7年11月20日（木）午後1時30分から午後4時30分まで
場所 庁舎4階 委員会室3
出席委員氏名 山田 巧 委員長
奥村 高史 委員
藤原 淳史 委員
犬童 祐子 委員
審議対象期間 令和7年4月1日～令和7年9月30日
対象工事件数 47本
抽出審議案件 5本

質問	回答
<p>抽出審議工事1</p> <p>建第6号 村山公園避難場所整備工事</p> <p>（1）入札の結果、入札業者欄に「無効」と記載されている業者がありますがなぜですか。</p> <p>（2）令和6年度に行った工事と関連した工事ですか？なぜ、まとめて発注できなかったのですか。</p> <p>（3）落札率が99.4%と高いようですが。予定価格と同額又は近い金額で入札されています。</p>	<p>報告事項について</p> <p>入札・契約の手続きの運用状況の報告について</p> <p>（事務局から入札・契約の経過、事業課から工事概要について説明）</p> <p>（1）該当業者へ確認したところ、「予定価格の確認漏れにより、設計額をそのまま入れました。社内会議を開き再発防止に努める。」とのことでしたので、口頭注意を行っています。</p> <p>（2）令和6年度の工事と関連しています。国の交付金事業であり、2カ年度に分けて整備する計画で発注しています。</p> <p>（3）各業者積算システムを導入されていること、予定価格を事前公表していることから、近い金額で入札されていると思います。予定価格でなら受注しますということだと思います。</p>
<p>抽出審議工事2</p> <p>建第1号 椿谷川河川改修工事</p> <p>（1）市議会の議決案件の予定価格1億5千万円は税込みですか。</p>	<p>（事務局から入札・契約の経過、事業課から工事概要について説明）</p> <p>（1）税込みです。</p>

<p>(2) A 1業者 10者のうち 8者指名だが、2者が外れた理由は何ですか。</p> <p>(3) 以前から災害がおきていたのですか。また、ところどころ工事していたのですか。</p> <p>(4) 令和2年7月豪雨の災害関連工事ですか。災害復旧工事と一緒にできなかったのですか。</p>	<p>(2) 令和7年度から8者指名に変更しており、指名案件ごとに2者が指名から外れることになります。現在、全体を通して均等に指名から外れるようにしています。</p> <p>(3) 高低差の大きい河川のため、これまでにも河川から越水し近隣の住宅へ流れ込んでおり、河川改修の要望があつておりました。護岸崩壊等の災害復旧を適宜行ってきましたが、今回、河川の線形を変更することで改善されるということです。</p> <p>(4) 令和2年7月豪雨での護岸崩壊等は、原形復旧の災害復旧工事は行っています。今回の工事は、災害復旧工事ではありませんので、災害復旧とは別の工事になります。</p>
<p>抽出審議工事3</p> <p>教施第1号 東間小学校屋内運動場屋根・床改修工事</p> <p>(1) 抽出審議工事2「建第1号椿谷川改修工事」と落札業者が同じだが、同時期に契約して大丈夫ですか。</p> <p>(2) 屋根の老朽化で雨漏りがあつていたということですが、いつ頃からですか。</p> <p>(3) 補助事業ですか。</p> <p>(4) 設計額が高いのは、防災（避難所施設）との関係で、屋根と床を一緒にしたためですか。</p> <p>抽出審議工事4</p> <p>公下第1号 中青井地区外公共樹設置工事</p>	<p>(事務局から入札・契約の経過、事業課から工事概要について説明)</p> <p>(1) 工種及び工事内容が違いますので、問題ないと思います。抽出審議工事2「建第1号椿谷川改修工事」は、議会の議決案件のため議決後に契約となりますので、契約が同じ時期になったことになります。</p> <p>(2) 数年前から雨漏りがしてきましたが、床に落ちているのが確認されたのは2・3年前ぐらいからです。</p> <p>(3) 補助事業ではなく起債（過疎債）です。</p> <p>(4) 古い建物で、屋根の劣化が激しく雨漏りや鉄骨の結露により、床が濡れ劣化が進んだと考えています。屋根と床の改修を同時に行い、避難所として安全に利用いただくよう同時に発注しております。</p> <p>(事務局から入札・契約の経過、事業課から工事概要について説明)</p>

<p>(1) 発注基準等級がC等級ですが、C等級1者、B等級5者、A等級2者の理由は何ですか。</p> <p>(2) 設計委託業者がいない理由は何ですか。</p> <p>(3) 設計変更を行っていますが、設計業者に依頼していたら設計変更しなくてもよかつたのですか。</p> <p>(4) 公共樹設置工事は、どのような時に発注しますか。</p> <p>抽出審議工事5</p> <p>公下第9号 青井宝来排水区雨水路整備工事</p> <p>(1) 令和6年度に同じ場所の汚水管渠工事をされていますが、埋め戻した同じ場所を工事するのですか。令和6年度の汚水管渠工事とあわせて、一つの工事として発注できなかったのですか。</p> <p>(2) 上水道事業や下水道事業は、公営企業法により、予定価格が1億5千万円以上でも議会の議決案件ではないのですね。</p>	<p>(1) 市内及び準市内業者を中心に選定していますので、C等級1者、B等級5者、A等級2者選定しております</p> <p>(2) 公共樹設置工事につきましては、数量や土量を算出する計算式を用いて設計しておりますので、設計依頼する工事ではないと認識しております。</p> <p>(3) 下水道マッピングシステム(下水道台帳)のデータを基に設計していましたが、データが誤っていたため、設計業者に依頼しても変わらないと思います。</p> <p>(4) 宅地造成等の時に発注します。</p> <p>抽出審議工事5</p> <p>公下第9号 青井宝来排水区雨水路整備工事</p> <p>(1) 同じ場所を工事します。道幅が狭いため、工事を一遍にしてしまうと近隣住民の皆様の生活に支障をきたしますし、汚水管渠工事が終わらないと雨水路整備工事ができませんので、別工事で発注しています。</p> <p>(2) 本市では上水道事業、下水道事業とも地方公営企業法第40条では契約の締結などは議会の議決を要しないとなっています。</p>
---	---